

平成 2 5 年 予算決算常任委員会  
提出資料

三重県南部地域活性化基金について

資料1

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金について

資料2

平成 2 5 年 2 月 2 6 日

環境生活部・地域連携部

## 三重県南部地域活性化基金について

### 1 三重県南部地域活性化基金の設置について

県南部地域では、基幹産業である第一次産業の衰退や若者の流出などによる生産年齢人口の減少、過疎化、高齢化が進行し、地域の活力が低下しています。

このため、若者の働く場の確保と定住の促進を目標とする「南部地域活性化プログラム」を「みえ県民カビジョン・行動計画」に位置づけ、地域の実情に応じて、市町等と連携した課題の解決や活性化に向けた取組を進めています。

「南部地域活性化プログラム」では、三重県南部地域活性化基金（以下「基金」という。）を創設することとしており、基金は、南部地域の活性化を図るための事業に要する経費の財源に充てることとされています。

南部地域の活性化に向けた課題は多岐にわたっていることから、基金の活用については、県が補助メニューを提示し、市町が実施について検討するという方法ではなく、様々な課題の解決に必要な取組について、市町がフレキシブルに企画・立案し、事業化する仕組を基本としています。

### 2 基金の活用状況等について

平成 24 年度より「南部地域活性化プログラム」の推進組織として南部地域活性化局を設置し、5 月には、基金の活用等について協議を行う「南部地域活性化推進協議会」を 13 市町、有識者の参画を得て立ち上げるとともに、同協議会に、基金を活用した具体的な取組等の検討を進める場として、4 つの部会（「集落支援・空き家活用」「移住・交流」「観光・交流」「起業支援」）を設けるなど、市町とともに事業化に向けた協議を重ねてきました。

今年度は、基金を活用した取組として、9 月補正予算において、第一次産業の担い手確保対策事業【予算額 1,555 千円】（「紀南農業・農村担い手対策事業（熊野市、御浜町、紀宝町）」、「漁業の担い手育成事業（尾鷲市、志摩市）」）を計上しました。

平成 25 年度においては、下記の複数市町が連携した取組等について、基金を活用して、支援していきたいと考えています。

#### (1) 移住交流推進事業【予算額 2,000 千円】

「空き家調査」（尾鷲市、志摩市、大紀町）や「田舎暮らし体験」（熊野市、大紀町、紀北町）など、移住交流の推進に向けた複数市町の取組。

#### (2) 幹線道路を活用した誘客促進事業【予算額 12,903 千円】

複数市町が連携して取り組むサニーロード（玉城町、度会町、南伊勢町）、R42 号（大台町、大紀町、紀北町）を活用した誘客促進の取組。

(3) 子どもの地域学習推進事業【予算額 2,184 千円】

地域を担う人材を育成するため、複数の市町が連携して取り組む、地域への愛着心を育む子どもの教育の取組（高校生を対象：大台町、南伊勢町。小学生を対象：大台町、大紀町）。

(4) 企業立地セミナー開催事業【予算額 2,275 千円】

南部地域における企業誘致を促進するため、複数市町が連携して取り組む都市部での企業立地セミナーの開催（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町）。

(5) 婚活支援事業【予算額 2,856 千円】

若者世代の流出や少子化が著しい南部地域において、市町等が行う婚活支援の取組（鳥羽市、熊野市、大台町、玉城町、南伊勢町、紀宝町）。

(6) 地域資源を活用した雇用創出事業【予算額 5,250 千円】

地域資源を活用して新しい事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、新たな雇用の創出を支援（南部地域の事業者を対象）。

(7) その他の事業

平成 24 年度からの継続事業である第一次産業の担い手確保対策事業【予算額 1,950 千円】（「紀南農業・農村担い手対策事業（熊野市、御浜町、紀宝町）」、「漁業の担い手育成事業（尾鷲市、志摩市）」）等。

基金の活用については、市町との検討・協議を重ねることで、平成 25 年度の当初予算では 10 件余りの幅広い取組を事業化【予算総額 43,462 千円】することができました。これら、平成 25 年度当初予算において歳出予算化する事業については、平成 24 年度に積み立てた基金（55,000 千円）を取り崩して充当することとしています。

### 3 今後の基金の活用等について

基金の取り崩し後の残額は 10,414 千円となることから、平成 25 年度当初予算では、新たに基金を積み立てず、当面は、これを財源として事業化に取り組んでいきます。

今後の基金の在り方については、基金条例に対する附帯決議を真摯に受け止め、基金を活用した事業の取組状況等を検証し、関係市町の意見も踏まえながら検討していきます。

南部地域の活性化を図るため、引き続き「みえ県民力ビジョン・行動計画」に基づき、関係市町とともに、若者の働く場の確保と定住の促進を目指していきます。

参考：「三重県南部地域活性化基金条例案」に対する附帯決議

当局におかれては、南部地域活性化局が立ち上がり、南部地域の活性化に資する事業が構築される中で、基金に関する基本的な考え方を再確認し、基金設置後、4年を目途として、本基金の在り方を見直すこと。

平成 24 年 3 月 15 日



## 三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金について

### 1 三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金の設置について

東日本大震災や紀伊半島大水害などの災害時において、NPOやボランティアによる支援活動は、復旧復興に大きな役割を果たしています。

そこで、大規模な災害からの早期の復旧復興に向けた災害ボランティア活動を支援するため、災害時に必要な一定の資金を確保しておくとともに、県民の皆さんや企業からの寄附の窓口を設置して、NPOやボランティアを支援していただける環境を整備するため、基金を設置したものです。

### 2 基金の活用状況等について

基金の活用は、附帯決議を真摯に受け止め、災害ボランティア活動の支援を目的とするものに限定しています。なお、平成 24 年度は、①災害時NPO活動支援事業 ②みえ災害ボランティア支援センター事業 ③災害時に備えたネットワーク強化事業の 3 つの事業を実施しています。

#### ① 災害時NPO活動支援事業

「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」を設置し、県内で災害が発生した時にNPOが行う取組を支援する仕組みや寄附の促進策について検討を行いました。

なお、委員会での検討の結果、平成 25 年度以降は災害発生時の迅速な支援の必要性と、民間（寄附）による継続的な活動への支援との観点から、以下の 2 つの事業に区分し実施していくこととしています。

##### ・「緊急支援活動事業（A事業）」

県内に活動拠点のあるNPOと県が事前に協定を締結し、住民同士の共助では対応が難しい専門性のある活動に対する迅速な支援

##### ・「継続支援活動補助金（B事業）」（財源：民間からの寄附金）

発災後に支援活動を行っている県内外のNPOが、地域の支援機関と連携し、被災地・被災者のニーズにあわせて行う継続的な活動に支援

#### ② みえ災害ボランティア支援センター事業

災害時初動経費を歳出予算（予算額 2,709 千円）として計上しており、県内外の大規模災害発生時に迅速に支援活動が実施できるよう備えています。

#### ③ 災害時に備えたネットワーク強化事業

市町、社会福祉協議会、災害支援NPO等に対して、災害ボランティアセンターの設置・運営や災害支援活動に関するアンケート調査を実施しました。

その結果、センター設置運営マニュアルの未整備や訓練の不足、支援活動団体間の連携不足等が明らかとなりましたので、3月に関係団体が参加して、市町単位のセンター設置運営図上訓練を実施し、団体間のネットワーク強化を図ります。（予算額 4,580 千円）

平成 25 年度においては、本年度の検討結果を踏まえて、以下の事業を実施していきたいと考えています。

① 災害時 N P O 活動支援事業

県内で災害が発生した時に、専門性のある活動を実施する N P O を速やかに支援できるよう「緊急支援活動事業（A 事業）」において、協定団体の確保に努めます。（予算額 6,000 千円）

② みえ災害ボランティア支援センター事業

引き続き、災害時初動経費を歳出予算（予算額 4,000 千円）に計上し、県内外の大規模災害発生時に迅速に支援活動が実施できるよう備えます。

なお、③災害時に備えたネットワーク強化事業については、今後も災害支援にかかる訓練や連携強化を図る必要があることから、一般財源を活用して災害支援団体との意見交換会や市町における災害ボランティアセンターの設置運営訓練を行います。

3 今後の基金の活用等について

当面、基金については、附帯決議を真摯に受け止め、災害ボランティア活動の支援を目的とするものに限定し、有効に活用していきます。

なお、N P O 活動の促進については、N P O 法人の条例指定制度の整備や市民ファンドの設立など、N P O への支援の仕組みが整いつつあることから、これらの動向を踏まえ引き続き検討していきます。

また、寄附については、募金箱や専用口座、ふるさと納税など簡便に寄附できる方法を広く県民や企業の皆さんに呼びかけて募ることとします。

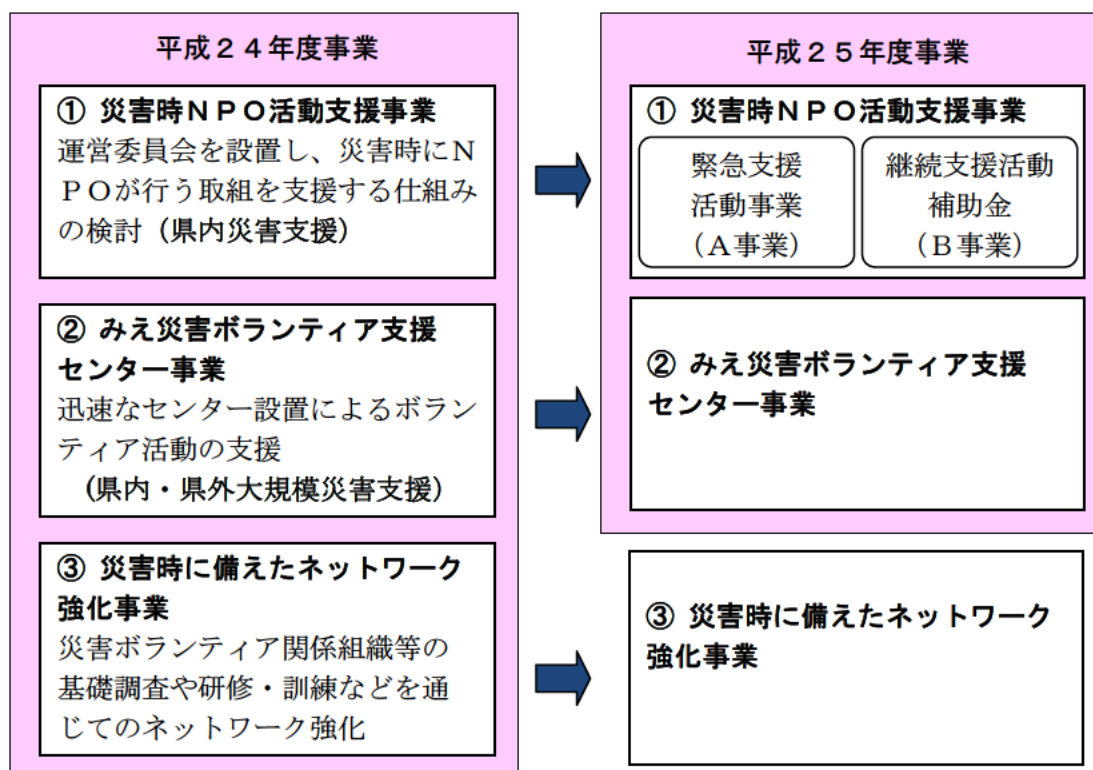
あわせて、個人や法人がインターネットを活用してクレジットカードで寄附を行う方法についても検討するとともに、強化月間を設けて、寄附の促進を図っていきたいと考えています。

参考：「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例案」に対する附帯決議

- 1 当面、基金の設置の目的を達成するために必要な経費については、災害ボランティア活動の支援を目的とするものに限定すること。
- 2 この条例の施行後、災害ボランティア活動の状況等、様々な状況を勘案し、県民や県内企業等からより多くの寄附を募ることが可能となるよう、条例の規定等について検討を加え、適宜必要な見直しを講ずること。

平成 24 年 3 月 15 日

## 基金事業（災害ボランティア活動支援）



### 参考 災害時NPO活動支援事業の概要

事業名	緊急支援活動事業（A事業）	継続支援活動補助金（B事業）
対象団体	県内に活動拠点のあるNPO	発災後に支援活動を行っている県内外のNPO
活動内容	住民同士の共助では対応が難しい専門性のある活動等  (例) ・外国人への多言語情報提供 ・子どもの心のケア、遊び支援 ・障がい者や高齢者などの生活支援、専門家派遣、相談	被災地・被災者のニーズがあり、地域の支援機関と連携し行う活動等  (例) ・要援護者の各種手続き支援や施設等への送迎 ・子どもの学習支援、託児 ・復興支援（イベントなど）
活動期間	発災直後～2ヶ月程度	1ヶ月以上実活動日数10日以上
支援額	1団体120万円上限	1団体30万円上限
その他	事前に団体と協定を締結する	発災後、活動団体を公募する

※ NPOとは、NPO法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体で、法人格のない団体も含まれます。

※ 現在、「緊急支援活動事業（A事業）」の協定団体を募集しています。